

法定利率

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に「Q&A 市民のための消費者契約法」(中央経済社、2019年)ほか多数。



はじめに

消費生活相談では、助言でもあつせんでも、法定利率に関する問題を取り扱うことはあまりないのではないのでしょうか。しかし、2017年民法改正における重要な改正点の1つが法定利率に関するものであることから、最後に法定利率の改正を取り上げます。

まず、消費者契約などで法定利率が関係してくるのはどんな時かを説明します。消費者契約では、消費者が対価を支払って事業者から商品やサービスを購入するというものが一般的です。こうした契約では、商品などの引渡期日や代金の支払期日などを定めることが普通です。契約で代金の支払期日を決めた場合に、消費者が約束した支払期日に代金を支払わなかった場合には、原則として履行遅滞という債務不履行になります。金銭債務について、支払期限に支払わなかった場合には、理由のいかんを問わず、債務者(ここでは、消費者)は、債務不履行責任を負います。ここでいう債務不履行責任とは、事業者に対する損害賠償責任を指します。

債務不履行の場合の債務者の損害賠償責任は、債務者の債務不履行により債権者が被った損害を賠償するというものです。損害額は、損害を被った債権者(ここでは、事業者)が証明する必要があります。ところが、金銭を支払うという金銭債務は、債務の中でも特殊なものとされており、債権者は損害を証明する必要がありません。債務者に履行遅滞があつた場合には、当然に、遅滞した元金に対して遅延損害金を付して支払う義務を負います(民法412条)。

遅延損害金とは、金銭債務について債務不履行があつた場合の損害賠償のことです。多くの消費者契約では、契約の内容の中で、消費者が支払いを怠つた場合の遅延損害金について利率を定めていることが普通です。この場合、原則として契約で定めた利率の遅延損害金を支払う義務を負います。ただし消費者契約法9条2号では、遅延損害金の割合が年14.6%を超える場合、これを超える部分は無効と定めています。

では、契約において遅延損害金の割合について取り決めていなかった場合には、どのように扱われるのでしょうか。消費者の中には「支払いが遅れても、支払うべき代金を支払える時に支払えばすむはずだ」と思っている人もいますが、そういうわけにはいきません。契約で遅延損害金について定めていない場合には法定利率に基づく遅延損害金を支払う義務を負います。なお、改正法ではいつの法定利率が適用されるか明記されています(改正民法419条1項)。

改正民法

(金銭債務の特則)

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負つた最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

もう1つ、消費者問題で法定利率がかかわってくる問題として、消費者金融における過払い金返還請求事件があります。過払い金返還請求とは、消費者が貸金業者に対して利息制限法を

超過した利息で返済を続けた結果、利息制限法による充当計算をしたところ、元金を完済した後も支払い続けて支払い過ぎになっていることが判明したというときの問題です。消費者は払い過ぎた額について、貸金業者に返還を求めることができます。この場合には、先の例とは逆に、貸金業者は過払い金が発生した時点から、消費者に対して法的根拠なく受領した金銭を返還する義務を負います。これを不当利得といいます(民法703条)。

この場合には、貸金業者は、過払い金が発生した時点で、過払い金を返還する義務を負うことになるため、過払い金の発生した時から支払う日までの遅延損害金を含めて支払う義務を負います。この場合、遅延損害金の割合は法定利率によります。

民法

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。



消費者法と法定利率

前述した消費者契約法以外の消費者法にも、法定利率による規定があります。消費生活相談で基本的な知識として重要とされている法律に特定商取引法と割賦販売法があります。この2つの法律の法定利率にかかわる規定をみておくことにしましょう。

特定商取引法では、事業者が契約条項で決める損害賠償額についての規制を設けています。ここでは、その中から訪問販売の規定を見てみましょう。損害賠償額の予定や違約金として定めることができるのはどのようなものかについて規定したうえで、「損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算し

た金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない」と定めています。

特定商取引法

(訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第10条 販売業者又は役務提供事業者は、第5条第1項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合
当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合
当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 販売業者又は役務提供事業者は、第5条第1項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

割賦販売法では、包括信用購入あっせん取引と個別信用購入あっせん取引の規定が重要ですが、どちらも解除に伴う損害賠償額の予定についての規制を設けています。ここでは、損害賠償の予約として定めることができる上限を定め、「これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない」と規定しています。

特定商取引法や割賦販売法で定めている法定利率とは、何を意味しているのでしょうか。

割賦販売法

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第30条の三 包括信用購入あっせん業者は、包括信用購入あっせん関係受領契約であつて第2条第3項第一号に規定する包括信用購入あっせんに係るものが解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

2 包括信用購入あっせん業者は、前項の契約について第30条の2の3第1項第二号の支払分の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第35条の3の18 個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合(第35条の3の10第1項本文、第35条の3の11第1項、第2項若しくは第3項本文又は第35条の3の12第1項本文の規定により解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

2 個別信用購入あっせん業者は、前項の契約について第35条の3の8第三号の支払分の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。



現行法の規定と問題点

現行民法では、法定利率を年5%と定めています。法律では、「年五分」としていますが「五分」とは5%のことで、民事法定利率と言います。さらに商法では、商行為によって生じた債務の場合の法定利率について年6%と定めていて、商事法定利率と言います。

商行為の典型的なものが、会社との契約です。消費者が小売業者から購入する売買契約の場合、その小売業者が個人事業者であっても商行為です。割賦販売法に基づく信用購入あっせん業者は、登録制を取っており、会社であることが登録要件です。以上から、特定商取引法10条の法定利率や割賦販売法の信用購入あっせん取引の法定利率は、商事法定利率の年6%です。

一方、貸金業者に対する過払い金返還請求の場合には、民法上の不当利得返還請求権によるものです。これは民法上のもので、会社との契約によって生じた債務ではありません。したがって、過払い金返還請求の場合の法定利率は、民事法定利率の年5%です。

改正前民法 (法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

改正前商法 (商事法定利率)

第514条 商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

現行法の法定利率の規定には、大きな問題があります。

そもそも、金銭債務の場合には、一般の特定債務と違って、債権者による債務不履行による損害賠償額の証明がなくても損害賠償の義務があるとされているのはなぜでしょうか。なぜ、契約条項では定めがなくても、当然に法定利率による遅延損害金を支払わなければならない定めとなっているのでしょうか。

その理由は、金銭は特殊なものであり、金銭自体が利益を生み出すものだから、という考え方が基礎にあります。分かりやすい例でいうと、現金を銀行に預けておけば利息が付く、つまり、金銭が自分で利益を生み出しているというわけです。このような考え方から、支払期限に支払いを得られなかった債権者は、支払われたはずの金銭により利益が得られた可能性があるのにその機会を喪失したので、当然に法定利率による損害賠償の請求ができるという制度と考えると分かりやすいかと思います。

しかし、近年は超低金利時代です。銀行に預けておいても金利は0.001%程度という状況にあります。一方、法定利率についての定めは、民法制定時から年5%のままです。かつては、定期預金や郵便貯金の金利が年4%程度だった時代がありました。変動金利制の中で、市中金利は大きく変動しています。預貯金の金利が年4%前後の時代には現在の法定利率は合理的な内容だといえたかもしれません。しかし、現在のそのような超低金利時代には法定利率は極めて高い利率になっており、不合理な状態となっているとの指摘がされているのです。

例えば、過払い金返還請求の法定利率を考えてみましょう。過払い金相当額を銀行に預けておいても年0.001%ほどの金利しか付きません。しかし、貸金業者に過払いが発生していると過払い金に対して年5%の遅延損害金が付く、銀行に預けておくより貸金業者に過払いとなっているほうが儲かる、といった妙な理屈に

なりかねません。ただし、過払い金を取り戻すのは、預貯金の払い戻しのような簡単な手続きでというわけにはいきません。弁護士に依頼するなどして法的手続きを取る必要があります。

一方、消費者が延滞した場合には、極めて高い金利の遅延損害金を支払わなければならないことを考えると、現在の法定利率の問題は分かりやすいのではないのでしょうか。



改正民法の概要

改正民法では、法定利率について大きく3点の改正を行いました。

第一に、民法の法定利率が現在の金利の情勢からして高くなり過ぎたことから、年3%に引き下げました。あわせて「五分」という表記を改めて分かりやすく「パーセント」としました。

第二に、現行民法の固定金利制を変動金利制に改め、3年ごとに見直すことにしました。見直された法定利率は法務省令によります。金利は経済要因などさまざまな事情により変動します。固定金利では、今後の状況によっては高過ぎたり、低過ぎたりという事態が起こることは十分予想でき、変動金利制を採用することにしたわけです。フランス民法も同様に変動金利制を取っています。

第三に、商事法定利率を廃止し、民法の法定利率に一本化しました。

改正民法

第404条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより三年を一期とし、一期ごとに次項の規定により変動するものとする。

4 以下略